

議案第 89 号

日進市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

日進市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年 11 月 28 日提出

日進市長 近藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、日進市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 災害援護資金の償還金の支払猶予又は償還免除の適否を判断するに当たり、貸付けを受けた者等の収入又は資産の状況について、報告等を求めることができることとする。
- (2) その他必要な規定の整理を行う。

日進市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

日進市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年日進町条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(償還等) 第15条 略 2 略 3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u>	(償還等) 第15条 略 2 略 3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。